

「岐阜県児童生徒健全育成サポート制度」における連絡対象事案
の基準について

(平成17年1月4日、少第2号)

【概要】

学校と警察が連携して、児童生徒の健全育成に対応するための「岐阜県児童生徒健全育成サポート制度」に伴い、警察から学校へ連絡する事案の基準、留意事項等を定めたものである。